

大通達甲（地域）第11号
令和5年5月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

110番映像通報システム運用管理要領の制定について（通達）

110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン等を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システムの整備に伴い、「110番映像通報システム運用管理要領」を別添のとおり制定し、運用を開始することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（地域課通信指令企画係）

110番映像通報システム運用管理要領

第1 目的

この要領は、110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン又はタブレット端末を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システム（以下「本システム」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、本システムの効率的かつ適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

1 110番通報等

110番通報その他の緊急通報をいう。

2 通報者

110番通報等を行った者をいう。

3 映像通報

通報者又は警察職員が、本システムを用いて生活安全部地域課通信指令センター（以下「指令センター」という。）に対して映像又は画像を送信することをいう。

4 映像等ファイル

映像通報に用いられた映像データ又は画像データを保存したデータ情報をいう。

5 受理端末

本システムの一部として指令センターに設置された次の端末装置をいう。

(1) 映像通報の受理を行うためのタブレット型端末装置

(2) 映像通報の受理、統計処理等を行うためのノート型端末装置

6 事案情報

各映像通報に関する情報と映像等ファイルを関連付けて保存したデータ情報をいう。

第3 運用管理体制

1 運用管理責任者

(1) 警察本部に運用管理責任者を置き、生活安全部地域課長をもって充てる。

(2) 運用管理責任者は、警察庁運用管理責任者及び警察庁システム管理責任者と連絡を密にし、警察本部における本システムの効率的かつ適正な運用及び管理に係る企画、指導、調整その他必要な事項を行う。

2 運用管理者

- (1) 警察本部に運用管理者を置き、指令センターの職員の中から運用管理責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、運用管理責任者の任務を補佐するとともに、運用管理責任者の下、受理端末の運用及び管理、映像通報の受理に係る指揮、統計処理等を担当する。

3 受理担当者

- (1) 警察本部に受理担当者を置き、指令センターの職員の中から運用管理責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 受理担当者は、映像通報の受理を担当する。

第4 運用

1 映像通報の受理

- (1) 受理担当者は、110番通報等の受理中において、通報内容から映像通報を求める必要があると認めたときには、通報者に対し、映像通報に係る各種留意事項について説明し、同意を得た上で、映像通報を依頼することとする。
- (2) 受理担当者は、映像通報が開始された後、通報者に対し、撮影する対象、範囲等を伝え、映像通報を継続する必要性がなくなったときに、映像通報を終了することを伝えることとする。

2 警察職員による映像通報の利用

警察職員は、原則として、初動警察活動に必要な範囲内で映像通報を行うことができることとする。

3 受理体制の確保

運用管理責任者は、警察庁運用管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、映像通報が受理できるよう本システムを運用及び管理しなければならない。

4 運用状況の管理

運用管理責任者は、指令センターに設置された受理端末の運用状況を適切に管理しなければならない。

第5 管理

1 情報セキュリティの確保

運用管理責任者は、本システムの情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 端末の操作

運用管理責任者は、別に定めがある場合を除き、運用管理者及び受理担当者以外の者に受理端末を操作させてはならない。

3 システム障害等認知時の報告

運用管理責任者は、本システムの障害等を認知した場合は、速やかに警察庁運用管理者及び警察庁システム管理者に報告しなければならない。

第6 情報セキュリティ等

1 情報セキュリティ

本システムにおける情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、本要領及び本要領に基づく細則並びに大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本システムに係る情報セキュリティに関する対策基準（令和4年12月12日付大分県警通達甲（情管）第28号別添）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
110番映像通報システム	2（中）	2（高）	1（低）

3 事案情報の取扱い

- (1) 事案情報は、法令に基づく場合を除き、原則として当該事案情報に係る初動警察活動又は統計処理に必要な範囲内で使用することとする。
- (2) 事案情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）等にのっとり、適切に取り扱わなければならない。

4 映像等ファイルの自動削除

映像等ファイルは、取得した日の翌日から起算して7日間を経過した後に自動的に削除することとする。

ただし、法令に基づく開示要請があった場合、違法行為があった場合その他特別の理由のある場合は、映像等ファイルを外部記録媒体に保存することができることとする。

第7 その他

本要領に定めるもののほか、本システムの運用管理に関し必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。